

マイナンバー制度に基づくご案内とお願い

学校法人帝京大学

マイナンバー制度の概要と利用目的

マイナンバーは、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入され、住民票を有する国民全員に1人1つ指定されて市区町村から通知された12桁の番号です。平成28年1月以降、報酬等に係る支払調書にマイナンバーを記載して提出することが義務付けられました。

本人確認の手続き

1. 番号確認の方法

- ① 個人番号カード
- ② 通知カード
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等

通知カード (イメージ)



表面



個人番号カード (イメージ)

裏面



2. 身元 (実存) 確認の方法

- ① 個人番号カード
- ② 運転免許証、パスポート等
(顔写真付きで氏名、住所、生年月日が記載されている官公署発行の書類)
- ③ 以下の書類を2つ以上
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、住民票の写しなど
(ご不明な場合は事前にお問い合わせ下さい。)

番号確認、身元確認ともに

①～③のうち何れか1つ

- ※ 本人確認は原則として報酬等をお支払いする都度、実施させていただきます。
- ※ 報酬等のお支払までに書類をご提示下さい。間に合わない場合は、当該書類の写しをご郵送頂きます。

特定個人情報保護に関する本学の基本方針

- ・ 本学は、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を適切に取り扱い、法律に定められた範囲以外では利用しません。
- ・ 本学は、特定個人情報保護委員会のガイドラインに則り、収集した個人情報を適切に保護するための安全管理措置を施しています。